

介護保険負担限度額認定の申請について

【負担限度額認定の対象となる方】※次の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 本人と配偶者（※）及び世帯全員が住民税非課税である。
 - ※ 施設入所等により配偶者の住民票が別の場合や事実婚も含みます。
 - ※ 市民税が課税されている方は、特例申請が可能な場合があります。特例申請には、要件や提出書類が異なりますので、高齢者福祉課窓口にてご相談ください。
- ② 預貯金等の資産の額の合計が申請書にある各段階の金額以下であること。

【申請に必要な書類】

- ① 申請書 申請書は、「記載例」を参考に記入してください。
- ② 同意書（申請書の裏面）
同意書の記入が無い場合は申請受付ができませんので必ず御記入ください。
- ③ 預貯金等の資産が確認できるもの（配偶者の方も必要です。）
預貯金等の資産の合計額が基準額以下であることを証明するため、本人及び配偶者の名義であるすべての預貯金通帳等のコピーの添付が必要です。

※ 預貯金等の範囲や必要な添付書類については、下記の表を参照してください。

※ 申請の前に多額の資産の移動があるときは、その用途をお尋ねすることができます。

預貯金等の資産に含まれるもの	確認のために添付が必要な書類
預貯金（普通・定期等）	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
自宅等にある現金（タンス預金等）	自己申告

- ※ 負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等の額から差し引いて計算します。ただし、営む事業に関する負債は除きます。借用証書等（借入額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書等の負債額を確認できる書面）の写しを提出してください。
- ※ 預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計・宝石などの貴金属、絵画、骨董品、家財、ゴルフ会員権など時価評価額の把握が難しいもの。
- ※ 不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金（給付額と併せ最大3倍の額）を納付していただく場合があります。